

小地域福祉活動応援プロジェクト実施要綱

社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会

(目的)

第1条 小地域活動応援プロジェクトは、愛荘町内の自治会等の小地域においての活動で、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、住民福祉の向上となる活動を進めていくための活動経費や環境整備等にかかる経費や物品を助成することにより社会福祉に関する活動を活性化し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は各号に定める事業を実施する自治会または団体（グループ）を対象とする。

(1) 福祉推進委員活動費交付事業

愛荘町福祉推進委員設置要項（平成18年4月1日施行。）により委嘱された者が所属する自治会へ福祉推進委員の活動に必要な経費を交付する事業。

(2) 子ども遊び場・遊具等設置（整備）事業

地域のふれあいの場となっている子どもの遊び場に遊具等を設置・整備することにより、子どもたちが安心して遊ぶことができる環境づくりを支援するために、設置（整備）に必要な経費を助成する事業。

① 設置（整備）できる対象物は次の（ア）から（オ）までとする。

（ア）遊具

（イ）ベンチ

（ウ）野外活動用テント

（エ）フェンス

（オ）その他本会会長が必要と認めた対象物

② 次のいずれかの要件を該当している場合は、助成対象外とする。

（ア）国または地方公共団体が設置管理する児童遊園地・公園等である場合

（イ）過去5年以内に当該にかかる助成を受けていた場合

(3) 福祉活動団体（グループ）応援事業

人や地域がつながり、安心して住み続けることができるまちづくりを進めるために、地域での見守りや世代間交流による居場所づくり等の草の根活動を実施する団体（グループ）に、必要な経費の一部を助成する事業。

① 助成の対象となる活動は次の（ア）から（エ）とおりとする。

（ア）団体・グループ（構成員が5名以上）が実施する小地域福祉活動。

[活動例]

- ・地域でのつながりをつくるための見守り活動や地域カフェ・サロンなどの居場所づくり活動
- ・子育てサロンやサークル活動 等

- (イ) 同じ団体（グループ）への継続助成は3年間を限度とする。
- (ウ) 本会および共同募金会が実施する他の助成を受けている場合は対象外とする。
- (エ) 助成対象期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日の間に実施する活動とする。

（助成額の算定）

第3条 助成額の算定については次のとおりとする。

（1）福祉推進委員活動交付事業

助成額は本会会長が予算の範囲内において決定し、当該自治会より推薦された福祉推進委員の人数によって配分する。

（2）子ども遊び場・遊具等設置（整備）事業

50,000円以上事業費に対して3分の2を助成する（千円未満切り捨て）。ただし、算定にあたっては次のアからウにかかることをすべて満たすこととする。

ア 助成金は共同募金配分金をもってこれに充てる。

イ 助成金額は、200,000円を上限とする。

ウ 予算の範囲内において助成することとし、助成総額が予算の範囲を超える場合は、理事会において検討し決定するものとする。

（3）福祉活動団体（グループ）応援事業

活動内容や活動者数等により、本会会長が予算の範囲内において決定する。

なお、1団体・グループの助成上限額は10,000円とする。

（交付方法および交付請求）

第4条 交付の方法および請求は次のとおりとする。

（1）福祉推進委員活動交付事業

ア 交付を受けようとする福祉推進委員が所属する自治会会長は、活動費交付申請書（様式第1-1号）に福祉推進委員活動予定（様式第1-2号）を添えて本会会長へ提出する。

イ 本会会長から活動費交付決定を受けた自治会会長は、活動費交付請求書を本会会長に提出する。

（2）子ども遊び場・遊具等設置（整備）事業

ア 助成を受けようとする当該自治会会長は、子ども遊び場・遊具等設置（整備）助成申請書（様式第2-1号）に当該事業にかかるすべての経費の見積書（写しでもかまわない。）を添えて、本会会長へ提出し、本会会長は助成交付対象の決定、不決定を自治会会長へ通知しなければならない。

イ 助成交付対象の決定を受けた自治会会長は、子ども遊び場・遊具等設置（整備）助成事業完了報告および助成交付申請書（様式第2-2号）を本会会長へ提出する。

ウ 本会会長から助成交付決定を受けた自治会会長は、助成金交付請求書を本会会長に提出する。

(3) 福祉活動団体（グループ）応援事業

- ア 助成を受けようとする団体（グループ）は、助成金交付申請書（様式第 3-1 号）に当該活動の事業計画・予算書、会則を添付し、本会会長に提出する。
なお、会則を定めていない団体（グループ）については、申請団体（グループ）概要調書を記載し提出する。
- イ 助成金の交付決定を受けた団体（グループ）は、助成金交付請求書を本会会長に提出する。
- ウ 助成金の交付を受けた団体（グループ）は、当該年度末までに活動報告書（様式第 3 - 2 号）および収支決算書を本会会長に提出する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は当該自治会を担当する者が実態を調査把握し、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。